

3月1日～7日
春の火災予防運動

火の用心 ことばを形に 習慣に



〈防火ポスター「コンテスト」最優秀賞 鈴木陸斗さんの作品〉

火災が発生しやすい季節を迎え、3月1日～7日の期間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。消防局では、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらい、火災の発生を未然に防止するため、期間中、市内の各店舗や病院、福祉施設などで立ち入り検査や消防訓練を行います。

問 消防局予防課 (0798・32・7313)、または各消防署

住宅用火災警報器の設置と定期的な作動確認を

住宅用火災警報器(以下、警報器)は、西宮市火災予防条例により住宅の「台所」、「寝室(寝室として利用できる部屋を含む)」、「階段」に設置が義務付けられています。鍋の空たきなどにより、警報音が鳴り、火災を未然に防ぐことができた事例もあります。大切な命や財産を守るため、まだ設置していない人は一刻も早く設置してください。

すでに設置している人も、いざというときに正常に作動するように1・2カ月に1回は警報器についたほこりの掃除と併せて作動確認を行ってください。また、警報器の電池寿命はおおよそ10年といわれています。「作動確認しても音が鳴らない」、「時々、ピツという音がする」ときは電池切れの可能性がります。電池切れの場合は、本体ごと交換することをお勧めします。

電池切れ音は、消防局のホームページ(くらしの情報→西宮市消防局→火災予防→住宅用火災警報器から定期的に電子音が聞こえるのですが…)で確認することができます。



就寝中の電気ストーブにご注意を

近年、電気ストーブが原因の火災が多発しています。就寝中に使用し、寝返り等で動いた布団や衣類が電気ストーブに接触して火災が発生しています。電気ストーブによる火災は就寝中に発生しやすく、逃げ遅れて死者が多いという特徴があります。電気ストーブの近くに燃えやすいものがないか、火災危険について見直しましょう。

「寝たばこ」やめましょう！！ 死者が最も多く発生している原因です

住宅火災で死者が最も多く発生している火災原因は「たばこ」です。また、その中で最も死者が発生しているのは「寝たばこ」による火災です。たばこの小さい火種は、布団や衣類に落ちてから長い時間くすぶり、発火に至ります。そのため、発火までに多くの一酸化炭素が発生します。寝たばこによる火災の死者の多くは、就寝中に一酸化炭素中毒で亡くなっています。寝たばこは本当に危険です。絶対にやめましょう。

チェックリストで放火を防ごう

放火を減らすためには、市民の皆さん自らが「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」という意識を持つことが大切です。「放火火災予防チェックリスト」で放火火災の危険要因を減らしましょう。

放火火災予防チェックリスト

- 家の周りや外階段の下等に紙類等の可燃物を置いていませんか
- ごみ収集日の前夜にごみを出していませんか
- 共同住宅の共用部分を物置代わりにしていませんか
- 自転車やオートバイのカゴに物を置いたままにいませんか
- オートバイ、自転車のボディカバーは防災品を使用していますか
- 玄関、物置、車庫の施錠はしていますか
- 郵便受けに新聞やチラシ等がたまっていますか
- 消火器等は使いやすい場所にありますか
- 門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか

3月1日～5月31日 山火事予防運動

3月1日～5月31日に「山火事予防運動」を実施します。

この期間は、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次の点に注意してください。

注意事項

- ・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所、風の強いときや空気の乾燥しているときは、たき火をしない
- ・たき火の場所を離れるときは、完全に火を消す
- ・たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は投げ捨てない
- ・火遊びをしない
- ・火災と紛らわしい煙が出るときは事前に消防署に届け出る

◆西宮消防署基本計画(案)へのパブリックコメントの結果を公表

結果等は、消防局企画課(消防局庁舎3階☎0798・32・7333)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクト西宮ステーション、各消防署・消防分署で配布するほか、市のホームページ(市政情報→参画と協働)に掲載しています。

白水峡公園墓地 墓参バスの利用者募集

申込は
3月7日まで

市と阪急バスは、3月18日(日)・21日(水・祝)に運行する白水峡公園墓地への墓参バスの利用者を募集します。両日とも、運行経路・時間は同じです。 ※3月18日(日)・21日(水・祝)の午前9時～午後4時に中央園地西側駐車場で臨時香花店が出店

【運行経路・時間】午前8時20分に阪急西宮北口駅南広場バスターミナル→8時半にJR西宮駅北側→8時40分に市役所本庁舎前→9時20分に白水峡公園墓地前。中央園地西側駐車場へ行く人は、9時25分に墓地前から出発(墓地前～駐車場の間は途中下車不可)。帰りは10時40分に駐車場、10時45分に墓地前を出発予定(行きと反対の経路をたどります)

【料金】片道620円(小学生以下310円)【定員】各日100人程度

【申込】往復ハガキに住所、氏名、電話番号、希望日(第2希望がある場合は記載を)、人数、乗車場所(阪急西宮北口駅かJR西宮駅か市役所本庁舎前)、下車場所(墓地前か中央園地西側)を書き、3月7日(消印有効)までに西宮市都市整備公社斎園管理課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合、日にち変更等による人数調整および補助席を使用する場合あり。通知は3月13日頃発送

問 西宮市都市整備公社斎園管理課 (0798・35・3306)

◆白水峡公園墓地へはさくらやまなみバスをご利用ください 下車場所は白水峡墓園前(十八丁橋停留所)。なお、バスは墓地内には入りませんのでご注意ください。問合せは交通計画課(0798・35・3527)へ

確定申告の申告・納期限 振替納税の振替日のお知らせ

平成29年分確定申告の申告・納期限および振替納税の振替日は下表のとおりです。納税は安心・安全・便利な振替納税をご利用ください。

また、インターネットを利用した、クレジットカード納付が開始されています。 ※税務署や金融機関の窓口では、クレジットカード納付は利用できません。なお、納付額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。納付できる金額は1000万円未満(決済手数料含む)です

	所得税および復興特別所得税	消費税	贈与税
確定申告の申告・納期限	3月15日(木)	4月2日(月)	3月15日(木)
振替納税の振替日	4月20日(金)	4月25日(水)	振替納税制度はありません

- (注)・申告・納期限後の納付は延滞税がかかる場合があります。納付書を持っていない場合は、納期限までに税務署もしくは金融機関に備え置きの納付書で納めるか、振替納税の手続きをお願いします
- ・振替納税を利用する場合は、口座振替依頼書を納期限までに税務署または金融機関へ提出してください
 - ・振替納税の領収証書は送付されません。書面による証明が必要な人は、税務署で口座振替がなされた旨の証明を行います

※西宮税務署などでの確定申告の相談受付は、混雑状況により早めに終了する場合があります。また、3月16日まで駐車場の利用ができません。公共交通機関をご利用ください

問 西宮税務署 (0798・34・3930)